

関ケ原町大型LEDビジョンへの広告掲載の取扱いに関する要綱

(目的)

第1条 この訓令は、関ケ原町が管理・運営する大型LEDビジョン（以下「ビジョン」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めることを目的とする。

(ビジョンの設置場所)

第2条 広告を掲載するビジョンの設置場所は次のとおりとする。

(1) 岐阜県不破郡関ケ原町大字関ケ原579番地の9

(期限の特例)

第3条 この訓令に定める期限の日が、関ケ原町の休日を定める条例（平成2年関ケ原町条例第3号）第1条に規定する休日に当たるときは、その日の直前の休日でない日を期限とする。

(広告の種類及び範囲)

第4条 ビジョンに掲載することができる広告は、その内容が次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 広報の公共性、公益性及び品性を損なうおそれのあるもの

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業のもの

(3) 政治活動又は宗教活動に関するもの

(4) 特定の意見の主張又は特定の個人の宣伝を主たる目的とするもの

(5) 青少年の健全育成に支障があると認められるもの

(6) その内容又は表現が公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるもの

(7) 消費者保護の観点からふさわしくないもの

(8) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと町長が認めるもの

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、枠数、放送時間等は、別表1に定めるとおりとし、放送する具体的な時間帯及び順序は町長が決定する。

2 広告は、同一の掲載期間において、1広告主につき1枠とする。ただし、募集期間終了後に掲載枠に空きがある場合は、掲載を希望する月の前月20日まで申込みを受け付ける。

(広告掲載料)

第6条 1枠当たりの広告掲載料は、別表2で定めるとおりとする。

(掲載期間)

第7条 広告の掲載期間は、原則として3箇月を単位とする。ただし、町長が必要と認めるときは、掲載期間を別に指定することができる。

(掲載希望者の募集)

第8条 町長は、ビジョンへの掲載その他の方法により、広告の掲載を希望する者を募集するものとする。

2 広告掲載枠に空きが生じた場合等の広告掲載の募集は、必要に応じてビジョンへの掲載その他の方法により行うものとする。

(掲載の申込み)

第9条 ビジョンに広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、関ヶ原町大型LEDビジョン広告掲載申込書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、掲載を希望する月の前月10日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 広告原稿
- (2) 暴力団等に該当しない旨の誓約書
- (3) 次に掲げる区分に応じた納税に関する証明書（申込みの日の前3月以内に発行されたものに限る。）

ア 町に納税がある場合 完納証明書

イ 町以外で納税がある場合 本社等所在地の自治体が発行する市町村税の完納証明書

ウ 非課税の場合 非課税証明書

2 前項第2号及び第3号に係る書類は、同じ年度内で2回目以降の申込みの場合は、省略することができる。

3 広告原稿は電子データ（電子メール又は町長が指定する方法）で提出する。

4 町長は、第1項による申込者に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

（広告の審査及び決定）

第10条 町長は、前条の申込書の提出があった場合は、掲載の可否を決定し、関ヶ原町大型LEDビジョン広告掲載（承諾・却下）通知書（様式第2号）により、申込者に通知するものとする。

2 第5条に規定する枠数を超えて申込みがあった場合の優先順位は、次のとおりとする。ただし、複数の申込者が同一順位になった場合は、前条の関ヶ原町大型LEDビジョン広告掲載申込書の受付順とする。

(1) 当該年度における申込みが初回であり、町内に事業所等を有する者

(2) 当該年度における申込みが初回であり、町外に事業所等を有する者

(3) 当該年度における申込みが2回目以降（複数月、単一月の申込みの区別を問わない。）

で、町内に事業所等を有する者

(4) 当該年度における申込みが2回目以降（複数月、単一月の申込みの区別を問わない。）

で、町外に事業所等を有する者

3 前項の規定によっても掲載する広告を決定することができないときは、抽選により決定するものとする。

（広告内容の調整）

第11条 ビジョンに掲載できる広告は、町のイメージを損なうことのないよう広告掲載の決定通知を受けた者（以下「広告主」という。）と調整した内容とする。

2 広告原稿にイラスト、写真又は動画内に含まれる楽曲、画像等を使用する場合は、広告主において著作権又は肖像権等の権利関係の確認を行い、著作権料等が発生する場合は、広告主の負担とする。

3 割引券、引換券その他これに類するものは、掲載しない。

4 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

5 広告掲載期間中であっても、広告の内容が本要綱に適合しないと認めるときは、町長は広告の掲載を中止することができる。

（町コンテンツとの区別）

第12条 閲覧者が、町のコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがある表現又は町の事業であると錯誤するおそれのある表現をしてはならない。

(広告内容の変更)

第13条 広告主は、広告の内容、デザイン等を変更する場合は、変更しようとする月の前月20日までに新たな広告原稿を町長に提出しなければならない。

(広告掲載料の納付)

第14条 広告掲載料は、前納を原則とし、広告主は、町長が指定する期日までに、町が発行する納付書により納入しなければならない。

(広告掲載の取下げ)

第15条 広告主は、広告掲載決定後、自己の都合によりビジョンへの広告掲載を取り下げる場合は、取り下げようとする月の前月20日までに関ヶ原町大型LEDビジョン広告掲載取下申出書(様式第3号)により、町長に申し出なければならない。

2 前項の規定により広告の掲載を取り下げた場合は、既納の広告掲載料は、返還しない。

(掲載決定の取消し)

第16条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(3) 広告主、広告の内容が、この訓令に抵触していると判断したとき、又は各種法令に違反しているとき。

(免責事項)

第17条 次の各号に掲げる事由によりビジョンの運営を停止した場合、町は広告主に対し、納付済みの広告掲載料を返還しない。ただし、町の責めに帰すべき事由により広告の掲載ができなくなった場合は、この限りでない。

(1) ビジョン又はシステム等の保守点検、修理、改良作業その他やむを得ない事由により表示ができない場合

(2) 火災、地震、水害及び落雷等の天災、ビジョン破損、システムの不具合、サーバー又は通信回線等の障害、不正アクセスその他の不可抗力に起因する停止

2 町長は、広告主が広告掲載に関して損害を生じた場合(ビジョン又はシステムの障害等その原因のいかんを問わない。)について、賠償する責任を負わないものとする。

(その他)

第18条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。